

自動車税・軽自動車税の納税はお済みですか？

平成 28 年度の自動車税・軽自動車税の納期限は、5 月 31 日（火）です。

最寄りの金融機関・コンビニエンスストア等で納期限内に納めてください。なお、クレジットカードでも納付できます。

※納税通知書が届いていない方、紛失された方は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税の税率が下記の表のとおりとなります。

○原動機付き自転車、小型特殊車及び二輪車等

車 種		税率（年額）	
原動機付自転車	二輪で総排気量が50cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円	
	二輪で総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊車両	農耕作業用 (コンバイン、 トラクター等)	二輪のもの	2,000円
		四輪のもの	1,000cc以下
	1,000cc超え		3,900円
	その他の特殊作業用（フォークリフト等）のもの		5,900円
軽自動車	二輪で総排気量が125ccを超え250cc以下のもの・被牽引車	3,600円	
二輪小型自動車	二輪で総排気量が250ccを超えるもの	6,000円	

○三輪及び四輪以上の軽自動車

車両区分 (軽自動車)			税率（年額）		重課税率（年額） 新規検査から13年 経過した車両
			平成27年3月31日以前 に新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以後 に新規検査を受けた車両	
四輪以上で 総排気量が 660cc以下 のもの	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
三輪で総排気量が660cc以下のもの			3,100円	3,900円	4,600円

※電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ハイブリッドの軽自動車は、重課税率の対象外となります。

◇グリーン化特例（軽課）

上記の表中で平成 27 年 4 月 1 日以後に新規検査を受けた車両のうち、排出ガス性能と燃費性能の優れたものについて、軽自動車税が軽減されます。対象要件と税率は次の表のとおりです。

※平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 までに新規検査を受けた車両が対象です。(平成 28 年度のみ)

対象・要件等			特例措置の内容
・電気軽自動車 ・燃料電池軽自動車 ・天然ガス軽自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減）			おおむね75%軽減
ガソリン車 (ハイブリット車 を含む)	平成17年排ガス 規制75%低減 (☆☆☆☆)	乗用車：平成32年度燃費基準+20%達成 軽貨物車：平成27年度燃費基準+35%達成	おおむね50%軽減
		乗用車：平成32年度燃費基準達成 軽貨物車：平成27年度燃費基準+15%達成	おおむね25%軽減

○グリーン化特例（軽課）適用の軽自動車

車両区分 (軽自動車)			税率（年額）		
			おおむね75%軽減	おおむね50%軽減	おおむね25%軽減
四輪以上	乗用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
三輪			1,000円	2,000円	3,000円

問【自動車税に関するお問い合わせ】 茨城県常陸太田県税事務所収税第二課 ☎0294-80-3314
 【軽自動車税に関するお問い合わせ】 **本庁** 税務徴収課市民税G ☎52-1111 内線239

常陸大宮市指定金融機関の変更について

市の公金を取り扱う金融機関が、6月1日より常陽銀行から筑波銀行になりますのでお知らせします。なお、市税・使用料等の取り扱いについては、従来のおり変更はありません。

問 **本庁** 会計課出納G
 ☎52-1111 内線117



議会報告会を開催します

市議会では、平成26年から「議会報告会」を実施しています。

3年目となる今回は、平成28年度の予算（主要事業等）の説明と、下記2つのテーマを中心に意見交換会を実施します。

市民の皆さんから、貴重な意見をいただく機会と考えています。どなたでも参加できますので、お気軽にお越しください。

皆さんの参加をお待ちしています。

○テ ー マ

- ・市の活性化について
- ・子育て支援について

○日 程

日 時	場 所
5月18日(水) 14:00～	おおみやコミュニティセンター 2階多目的ホール
	美和工芸ふれあいセンター 1階アリーナ

問 **本庁** 議会事務局 ☎52-1111 内線414

電波利用環境保護周知啓発強化期間

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取り締まりを強化しています。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましょう。

問 関東総合通信局

不法無線局による混信・妨害

☎03-6238-1939

テレビ・ラジオの受信障害

☎03-6238-1945

地上デジタルテレビ放送の受信相談

☎03-6238-1944

